

		担当課	薬務衛生課	検索番号	1
法令名	大麻草の栽培の規制に関する法律	根拠条項	5-1		
許認可等	第一種大麻草採取栽培者の免許の付与				
(根拠規定)					
○大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年7月10日法律第124号)(以下、法という。)					
＜定義＞					
第二条 この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。					
2 この法律で「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう。					
4 この法律で「第一種大麻草採取栽培者」とは、第五条第一項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。					
＜免許＞					
第五条 第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事の免許を受けなければならない。					
＜欠格事由＞					
2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。					
一 第十二条の六第一項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者					
二 麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十五号に規定する麻薬中毒者をいう。)					
三 禁錮以上の刑に処せられた者					
四 未成年者					
五 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの					
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)					
七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの					
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者					
(法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者)					
第二条 法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。					
(令和7年3月1日 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(以下、規則))					

＜免許の取消等＞

第十二条の六 都道府県知事は、第一種大麻草採取栽培者が、この法律の規定、この法律の規定に基づく都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは都道府県知事の許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第五条第二項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。

＜大麻草の栽培＞

第十二条の三 第一種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第一第四十二号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。

2 第一種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至つたときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。

六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン— — —オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類（麻薬及び向精神薬取締法（以下、麻向法）別表第一第四十二号）

第一条 法第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとする。

（令和7年3月1日 大麻草の栽培の規制に関する法律施行令（以下、令））

＜第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に使用しなければならない物＞

第七条の二 法第十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。（規則第7条の2）

（許認可等の基準）

○第一種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草

- ・大麻草の乾燥重量におけるデルタ九テトラヒドロカンナビノール（以下、 $\Delta 9$ -THC）及びその塩類の含有量が0.3%を超えない大麻草の種子や枝葉、その他部位の物を使用して大麻草を栽培しなければならないので、播種する大麻草の種子の $\Delta 9$ -THC濃度を書類等で確認すること。（法第12条の3、令1条、規則7の2条、麻向法別表第1第42号）
- ・大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、 $\Delta 9$ -THC濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。
- ・大麻草の種子については、譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等を提出すること。（R7.1.10 事務連絡）

○栽培目的の妥当性

- ・大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。
大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対して免許を与えることは認められない。（R7.1.10 医薬発0110第2号）
- ・麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することが目的であること。（規則第1条）（R7.1.10 事務連絡）
- ・栽培から製品の供給に至るまでの全ての工程が明確になっていること、その工程に不正な点がないこと、実現可能なものであること。

- ・栽培については、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量が適切であること。
- ・製品の製造については、収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される工程が記載されていること。
- ・供給については、販売の方法、需要の見込みがあること、不特定多数への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていること。譲渡先の目処については、契約締結に至る必要はなく、申請時点で予定されている販売先、販売量、販売価格等が具体的に記載されていること。

(R7. 1. 10 事務連絡)

- ・大麻の製品過程で、厚生労働大臣の許可を受ける必要のある加工を行う場合は、加工の技術的方法、加工設備、抽出物が麻薬、指定薬物ではないことを検査できる手段の確保（外部委託を含めた検査体制の整備、品質保証書の作成等）、抽出物の盗難防止や保管の方法等を予め定めておくこと。また、事前に麻薬取締部に相談していること。

(R7. 1. 14 医薬監麻発0114第6号)

○栽培管理

栽培地・設備等

- ・栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること
- ・原則として栽培の面積が1アール（100㎡）以上であること。
- ・栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。（壁や扉等により明確に分離すること。）
- ・大麻を適正に保管できる施設を備えていること。（業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管すること。）
- ・必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること。（近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する（し得る）場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合は、ビニルハウスなどの屋内栽培を行うか、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けているか、他の大麻草栽培者の栽培地とは5km程度の距離を取ることが望ましい。）

(R7. 1. 14 医薬監麻発0114第6号) (R7. 1. 10 医薬発0110第2号) (R7. 1. 10 事務連絡)

栽培管理体制

- ・日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。(R7. 1. 10 医薬発0110第2号)
- ・大麻草の栽培については、第一種大麻草採取栽培者自身が、実地に管理できる状況にあること。（法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて栽培することも可。）
- ・栽培者1人で実地に管理できない場合は、補助者を雇うなど適切な措置を講じること。ただし、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできない。

(R7. 1. 10 事務連絡)

(法人・団体の場合)

- ・免許者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などのうち、栽培に従事する者が実地に管理することになるため、栽培に従事する者が栽培地付近に居住することにより、実地に管理すること。また、以下の項目が満たされているか確認すること。

- ①栽培に従事する者が明確であること
- ②栽培、保管等の一連の作業過程に係る担当、責任の所在が明確であること
- ③大麻の横流し等の防止のため、複数の人数で管理する体制を確保すること

(R7. 1. 10 事務連絡)

- ・法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。）は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

(R7. 1. 10 医薬発0110第2号)

※「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従して行うことを意味し栽培業務の常勤であることが必要だが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含む。
(R7. 1. 10 事務連絡)

○盗難防止対策

- ・栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。(R7. 1. 10 医薬発 0110 第 2 号)
- ・盗難防止対策については、ネットや簡易な柵の設置、「盗難注意」や「立入禁止」等の看板の設置、防犯カメラやセンサーライト、防犯ブザー等の設置、「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板の設置、定期的な巡回など適切な措置を講じること。
- ・栽培地が住宅密集地である場合は、周辺環境を鑑み、屋内栽培等、十分な管理体制や盗難防止措置がとられていること。
(R7. 1. 10 事務連絡)

※栽培地の状況等を勘案し、どの程度の盗難防止対策が必要か個別具体的に判断する。

△ 9-THC 濃度が低い大麻草栽培を前提として、下記のような対策が考えられる。

- ① 人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、柵を設けずに、注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完すること。
- ② 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な場合にも、柵の設置等の措置は必要ないと考えられる。
- ③ 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討すること。盗難防止のための措置をとる場合であっても、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討すること。

(R7. 1. 10 医薬発 0110 第 2 号)

(その他)

- ・行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- ・免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。
- ・使用する種子が△ 9-THC 濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。

(R7. 1. 10 医薬発 0110 第 2 号)

<参考通知>

令和 7 年 1 月 10 日付医薬発 0110 第 2 号「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」

(厚生労働省医薬局長通知 (R7. 1. 10 医薬発 0110 第 2 号))

令和 7 年 1 月 14 日付医薬監麻発 0114 第 6 号「第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、

大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」

(厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知 (R7. 1. 14 医薬監麻発 0114 第 6 号))

令和 7 年 1 月 10 日付事務連絡「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に係る質疑応答について」

(厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡 (R7. 1. 10 事務連絡))